

総務企画委員会説明資料

付託案件の審査

議案番号	議案名	頁
1	令和8年度大分県一般会計予算(本委員会関係部分)	… (2)
2	令和8年度大分県公債管理特別会計予算	… (8)
第1号報告	令和7年度大分県一般会計補正予算(第4号)	… (11)
14	包括外部監査契約の締結について	… (13)
15	大分県公告式条例の一部改正について	… (14)
16	大分県公益認定等審査会条例の一部改正について	… (15)
17	職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について	… (16)
18	特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について	… (18)
19	大分県使用料及び手数料条例の一部改正について	… (19)
20	大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について	… (22)

諸般の報告

番号	報告名	頁
①	オフィス改革推進事業の進捗について	… (23)
②	大分総合庁舎(仮称)の新設に向けた取組状況について	… (24)
③	大分県DX推進戦略の改定について	… (25)
④	大分県宿泊税について	… (27)
⑤	大分県税条例等の一部を改正する条例案について	… (29)

令和8年3月19日 総務部

第 1 号議案 令和 8 年度 総務部予算概要から抜粋

行政企画課

令和8年度 総務部 予算

(1) 一般会計

(単位 千円)

区 分		予 算 額 (A)	左 の 財 源 内 訳										7年度 当初予算額 (B)	前 年 度 対 比	
			分担金及 負担金	使用料及 手数料	国庫支出金	財産収入	寄 附 金	繰 入 金	繰 越 金	諸 収 入	県 債	一般財源		(A)－(B)	% (A)／(B)
総務部 ①	人件費	9,121,350			151,151			312,250				8,657,949	7,927,171	1,194,179	115.1
	事業費	205,362,608		4,060	4,579,087	804,317		2,203,104		1,031,827	3,142,000	193,598,213	183,895,953	21,466,655	111.7
	計	214,483,958		4,060	4,730,238	804,317		2,515,354		1,031,827	3,142,000	202,256,162	191,823,124	22,660,834	111.8
県 計 ②	人件費	159,222,322		2,368,542	17,183,145			1,246,060		66,473		138,358,102	148,838,256	10,384,066	107.0
	事業費	570,835,678	3,769,326	2,955,433	90,310,704	1,339,362	183,029	17,030,715		64,658,134	59,893,000	330,695,975	553,838,744	16,996,934	103.1
	計	730,058,000	3,769,326	5,323,975	107,493,849	1,339,362	183,029	18,276,775		64,724,607	59,893,000	469,054,077	702,677,000	27,381,000	103.9

県予算額に占める予算額構成比 ①／②

年 度	区 分	計 (%)	事業費 (%)	人件費 (%)
令和8年度	当 初 予 算 額	29.4	36.0	5.7
令和7年度	当 初 予 算 額	27.3	33.2	5.3

(款) 総務費		(項) 総務管理費			(単位 千円)	目	財産管理費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
県有財産維持管理費	455,410		使用料及手数料 3 財産収入 48,259 繰入金 41,000 諸収入 160,795	205,353	(224,281) 538,693	◎県有財産所在市町村交付金 国有資産等所在市町村交付金法に基づく、市町村交付金に要する経費	3 6 7 , 4 1 6
						◎県有物件災害共済保険料 県有物件の火災等による損害に備えた、都道府県センターへの保険に要する経費	1 0 , 2 4 4
						◎県内外職員宿舍賃借料等	4 7 , 1 8 4
						◎宿舍等管理委託料	1 3 , 6 9 7
						◎修繕等管理経費 宿舍の保全を図るための修繕等に要する経費	1 4 , 9 9 8
						◎印刷消耗費等	1 , 8 7 1
県有財産総合経営推進事業費	70,391	4,480	財産収入 65,911		(48,840) 1,937,978	◎未利用財産条件整備等経費 未利用財産の測量・鑑定等に要する経費	3 2 , 0 4 3
						◎P F I 推進経費 P F I 導入の推進等に要する経費	4 , 8 3 0
						◎大分総合庁舎建設費 大分総合庁舎（仮称）建設に向けた要求水準書の作成等に要する経費	3 2 , 5 6 3
						◎印刷消耗費等	9 5 5
目 計	525,801	4,480	使用料及手数料 3 財産収入 114,170 繰入金 41,000 諸収入 160,795	205,353	(273,121) 2,476,671		

(款) 土木費		(項) 土木管理費			(単位 千円)	目	当繕費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	そ の 他	一般財源			
県有建築物保全事業費	4,000,000		繰入金 1,187,783 諸収入 2,031 県債 2,808,000	2,186	(2,186) 3,000,000	九重青少年の家の大規模改修工事や県立図書館の電気設備等改修工事など、県有建築物保全計画に基づいた県有施設等の保全工事に要する経費	
						・ 九重青少年の家 522,713 ・ 県立図書館 366,567 ・ 別府コンベンションセンター 266,934 ・ 日田警察署 264,777 ・ 埋蔵文化財センター 194,048 ・ 大分県立芸術文化短期大学 177,817 ・ 総合文化センター 174,788 ・ 大分県立看護科学大学 157,513 ・ 豊後大野家畜保健衛生所 153,259 ・ 県庁舎別館 131,750 ほか33施設 1,589,834	
県有建築物照明改修事業費	852,499	467,668	繰入金 50,831 県債 334,000		(0) 607,162	◎従来発注によるLED化工事に要する経費 ・ 県庁舎本館 312,000 ・ 大分農業文化公園 131,590 ・ 県立図書館 119,612 ・ 産業科学技術センター 60,000 ほか7施設 68,235 ◎設計施工一括発注によるLED化工事に要する経費 ・ 大洲総合運動公園など大分地区 80,586 ・ 日田高等技術専門学校など西部外地区 39,883 ・ 中津児童相談所など北部外地区 21,774 ・ 佐伯高等技術専門学校など南部外地区 18,819	
目 計	4,852,499	467,668	繰入金 1,238,614 諸収入 2,031 県債 3,142,000	2,186	(2,186) 3,607,162		

(款) 総務費		(項) 企画費			(単位 千円)	目	電算管理費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
庁内情報基盤運営管理事業費	382,074		諸収入 23,018	359,056	(356,786) 379,489	行政事務の効率化、高度化を図るため、庁内のパソコン及び情報ネットワーク等情報基盤の運営・管理に要する経費	
						◎職員用パソコン等賃借料	3 3 7 , 9 5 3
						◎総合サポート等委託料	2 2 , 0 0 8
						◎ネットワーク回線利用料	1 9 , 6 4 4
						◎個人用ファイルサーバ機器保守委託料	1 , 7 6 0
						◎ネットワーク整備工事費等	7 0 9
情報セキュリティ対策高度化事業費	564,375	40,000	諸収入 298,348	226,027	(143,409) 301,644	サイバー攻撃から個人情報等の重要な情報資産を守るための、行政部門の庁内情報セキュリティ対策の高度化に要する経費	
						◎自治体情報セキュリティクラウドサービス等利用料	2 6 1 , 3 4 6
						◎次期セキュリティクラウド及び仮想ブラウザ構築経費	2 5 2 , 2 5 2
						◎電子計算機等賃借料	4 1 , 4 7 7
						◎セキュリティ外部監査等委託料	9 , 3 0 0
行政情報化推進事業費	3,114			3,114	(4,542) 4,542	会議のペーパーレス化のための、タブレット借上げ等の業務のデジタル化に要する経費	
電子計算組織運営費	253,660		諸収入 314	253,346	(361,461) 361,725	コンピュータ等による事務処理に要する経費	
						◎パソコン・サーバ等賃借料	1 2 3 , 1 1 6
						◎業務運用支援S E等委託料	1 1 6 , 2 6 4
						◎電算業務関係経費等	1 2 , 4 8 0
						◎地方公共団体情報システム機構負担金	1 , 8 0 0

課名 デジタル政策課

(款) 総務費		(項) 市町村振興費				(単位 千円)	目	自治振興費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要		
		国庫支出金	そ の 他	一般財源				
地方自治振興事業費	412,700		諸収入 412,063	637	(637) 447,637	◎市町村振興宝くじ交付金 412,063 市町村振興宝くじ（サマージャンボ、ハロウィンジャンボ）等の収益金に係る（公財）大分 県市町村振興協会に対する交付金 ◎職員旅費等 637		
目 計	412,700		諸収入 412,063	637	(637) 447,637			

課名 市町村振興課

(款) 教育費		(項) 教育総務費			(単位 千円)	目	文教費
事業名	令和8年度 当初予算額	左 の 財 源 内 訳			(一般財源) 令和7年度 当初予算額	事業概要	
		国庫支出金	その他	一般財源			
給与費	81,159			81,159	(84,286) 84,286	◎学事・私学振興課職員 10人	
私学振興費	3,888,775	570,365		3,318,410	(3,309,788) 3,882,798	私立学校の教育条件の向上と経営の健全性確保等を図るため、県内に小学校、中学校及び高等学校を設置する学校法人等に対し交付する補助金	
						◎私立学校運営費補助 3,763,740 生徒等1人当たり単価を増額し、学校法人の経常的経費を補助するとともに地域と協働する探究的な学びや、公共交通機関による代替手段がない地域へのスクールバス運行など、各学校の個性的な取組等への支援に要する経費	
						◎私立学校教職員研修事業費等補助 3,300	
						◎日本私立学校振興・共済事業団補助 27,800	
						◎専修学校等共済費補助 8,935	
						◎私立学校教職員退職金財団補助 85,000	
私立専修学校魅力発信事業費	21,400			21,400	(10,664) 21,327	高校生が県内専修学校の魅力を理解した上で進路選択を行える環境を整えるため、(一社)大分県専修学校各種学校連合会及び各専修学校が実施する魅力発信活動等の支援に要する経費	
						◎県内高校生の進路選択に有効な情報発信に係る経費の助成 14,300 ・大分県専修学校各種学校連合会が行う県内高校に対する個別ガイダンス等に要する経費 ・県内高校からの進学者増加のために実施するオープンキャンパスの開催経費や関連図書の購入経費、出前講義等に要する経費	
						◎専修学校の教育の質の向上に係る支援 7,100 ・大分県専修学校各種学校連合会が行う専修学校教員等の質の向上に資する研修に要する経費 ・職業実践専門課程を有する専修学校による県内企業等と連携する教育の推進に要する経費	

課名 学事・私学振興課

【第2号議案】

総務部 財政課

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1 総 括

(歳 入)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	備 考
1 公債管理費	121,039,790	128,973,850	△ 7,934,060	
歳 入 合 計	<u>121,039,790</u>	128,973,850	<u>△ 7,934,060</u>	

(歳 出)

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳							
				繰入金	県債						
1 公債管理費	121,039,790	128,973,850	△ 7,934,060	86,670,790	34,369,000						
歳 出 合 計	<u>121,039,790</u>	128,973,850	<u>△ 7,934,060</u>	86,670,790	34,369,000						

2 歳 入
第 1 款 公債管理費

(単位 千円)

項・目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰入金	86,670,790	83,944,850	2,725,940			
1 一般会計繰入金	76,770,790	74,044,850	2,725,940			
				一般会計繰入金	76,770,790	
2 基金繰入金	9,900,000	9,900,000	0			
				減債基金繰入金	9,900,000	
2 県債	34,369,000	45,029,000	△ 10,660,000			
1 県債	34,369,000	45,029,000	△ 10,660,000			
				借換債	34,369,000	
計	121,039,790	128,973,850	△ 7,934,060			

3 歳 出
第 1 款 公債管理費

(単位 千円)

項・目	本 年 度 本 予 算 額	前 年 度 前 予 算 額	比 較	節		事 業 名	金 額	本 年 度 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			国庫支出金	繰 入 金	県 債	そ の 他	
1 公債費	121,039,790	128,973,850	△ 7,934,060				121,039,790		86,670,790	34,369,000		
1 元金	113,477,806	123,028,268	△ 9,550,462				113,477,806		79,108,806	34,369,000		
				22 償還金利子 及割引料	113,477,806	(財政課) 元金 (通常償分) 元金 (借換償分) (福祉保健企画課) 元金 (福祉保健企画課) (新規就業・経営体支援課) 元金 (新規就業・経営体支援 課) (土木建築企画課) 元金 (土木建築企画課)	78,682,050 34,369,000 3,571 7,725 415,460		78,682,050 3,571 7,725 415,460	34,369,000		
2 利子	7,438,674	5,819,594	1,619,080				7,438,674		7,438,674			
				22 償還金利子 及割引料	7,438,674	(財政課) 利子 (通常償分)	7,438,674		7,438,674			
3 公債諸費	123,310	125,988	△ 2,678				123,310		123,310			

【第 1 号報告】



令和 7 年度一般会計補正予算（第 4 号） 1 月 2 3 日専決

財 政 課

1 予 算 額 8 6 1, 7 1 5 千円

2 累計予算額 7 3 6, 9 6 8, 1 8 3 千円

3 歳入の内訳

・ 国庫支出金 8 6 1, 7 1 5 千円

4 補正事業の内訳

- ・ 衆議院議員総選挙執行経費 8 5 1, 2 6 4 千円
- ・ 最高裁判所裁判官国民審査執行経費 6, 0 1 2 千円
- ・ 衆議院議員総選挙臨時啓発事業費 4, 4 3 9 千円

第2款 総務費

861,715 千円

第5項 選挙費

861,715 千円

目	既 決 予 算 額	補 正 予 算 額	計	節		事 業 名	金 額	補 正 予 算 額 財 源 内 訳				説 明
				区 分	金 額			特 定 財 源			一般財源	
								国庫支出金	県 債	そ の 他		
2 選挙啓発費	9,833	4,439	14,272				4,439	4,439				
				8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及賃借料 18 負担金補助 及交付金	117 368 260 1,910 40 1,744	(市町村振興課) 衆議院議員総選挙臨時啓発事業費	4,439	4,439				
4 衆議院議員 総選挙費		851,264	851,264				851,264	851,264				◎本目を新設
				1 報酬 4 共済費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及賃借料 17 備品購入費 18 負担金補助 及交付金	1,415 255 1,075 121,803 121,270 16,274 7,018 1,600 580,554	(市町村振興課) 衆議院議員総選挙執行経費	851,264	851,264				
5 裁判官国民 審査費		6,012	6,012				6,012	6,012				◎本目を新設
				10 需用費 18 負担金補助 及交付金	4,837 1,175	(市町村振興課) 最高裁判所裁判官国民審査執行経費	6,012	6,012				
計	768,171	861,715	1,629,886				861,715	861,715				

包括外部監査契約の締結について

1 議案の概要

知事は、地方自治法252条の36第1項の規定に基づき、毎会計年度、あらかじめ議会の議決を経たうえで、弁護士、公認会計士等のうち、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者と包括外部監査契約を締結しなければならないこととされている。

そこで、令和8年度 包括外部監査契約の締結にあたり、下記2の内容について、議会の議決を求める。

○地方自治法（抜粋）

（包括外部監査契約の締結）

第252条の36 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二 政令で定める市

2～3（略）

4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して4回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

5～8（略）

2 契約の内容

（1）契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

（2）契約の始期 令和8年4月1日

（3）契約の予定金額 14, 146, 000円を上限とする額

（4）契約の相手方 大分市大字賀来2802番地

公認会計士 栗林 栄太 氏 ※2回目（日本公認会計士協会南九州会大分県部会推薦者）

【参 考】過去3年間の監査テーマ及び監査人

令和7年度：県単独事業（補助金及び委託料）に係る財務事務の執行について

【栗林 栄太 氏】

令和6年度：環境関連施策について

【吉富 健太郎 氏】

令和5年度：債権管理（県税に係るものを除く。）に関する財務事務の執行について

【吉富 健太郎 氏】

第15号議案 大分県公告式条例の一部改正について

総務部 法務室

条例の公布時における知事の署名の方法に電子署名を追加するため、大分県公告式条例を改正する。

条例の概要

地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条の規定に基づき、条例等の公告式に関し必要な事項を定めるもの

【大分県公告式条例第2条第1項】

条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名しなければならない。 ※第3条で規則に準用

法改正の概要

○ 地方自治法の改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和7年法律第35号。第15次地方分権一括法）により、地方自治法が改正され、条例の公布時における首長の署名の方法に電子署名が追加された。【令和7年5月施行】

【地方自治法第16条第4項】 ※下線部が改正部分

地方自治法施行規則において、電子署名（電子署名法第2条第1項等）を規定

当該普通地方公共団体の長の署名（総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）、施行期日の特例その他条例の公布に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

条例改正の内容

条例の公布時における知事の署名の方法に電子署名を追加する(第2条第1項)

【現行】自署による署名が必要



【改正後】電子署名で可



処分通知等電子署名システム
(R8. 1. 1～)

現 行	改 正 後
第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に知事が署名 _____しなければならない。	第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、知事が署名（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。

※併せて、規程の公表時に必要とされている知事印の押印についても、不要とする（第4条第1項）

施行期日

公布の日

第16号議案 大分県公益認定等審査会条例の一部改正について

総務部 法務室

公益信託に関する法律の全部改正等に伴い、大分県公益認定等審査会条例の委員の任命に関する規定の整備を行う。

法改正の概要

背景

公益信託：受益者の定めのない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするもの。

課題・現状

公益信託制度は、資産を有する者の社会貢献のツールとして大きな潜在的需要を持つにもかかわらず、主務官庁の許可・監督の基準の不統一や税制優遇を得るための制約の多さ等から、平成18年度に先行して改正された公益法人制度と比べ活用されていない。

趣旨

主務官庁制を廃して公益法人と共通の行政庁が公益信託の認可・監督を行う制度に改めるとともに、公益信託の認可基準及びガバナンス等を法定する。

目指す姿

公益信託制度を透明性が高く、より使いやすい制度とすることで、**国民の選択肢を拡大し、民間公益の活性化を図る。**

制度改正の概要

令和6年度の新公益法人制度の改正と同時に、制度創設以来初の抜本的見直しがなされた。

受託者、信託財産、公益事務の拡大

公益法人と共通の行政庁による認可・監督制の創設

公益信託認可に連動した税制優遇

条例改正の概要

公益信託法の全部改正及び公益認定法の一部改正に伴い、大分県公益認定等審査会（合議制機関）の権限として、公益信託認可に係る諮問への答申等が法定されたため、合議制機関の基準を定める政令の規定に従い、条例の規定を整備するもの。

政令

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令（平成18年政令第303号）

（委員の任命）

第3条 委員は、（中略）法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、都道府県知事が任命するものとする。

条例

○大分県公益認定等審査会条例（平成20年大分県条例第30号）

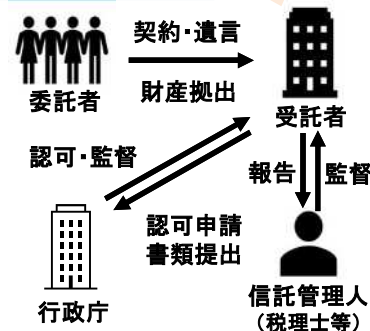
（委員の任命）

第4条 委員は、（中略）法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

施行期日

令和8年4月1日（新公益信託法の施行日）

新公益信託制度イメージ図



【公益活動の例】

- ・奨学金の支給
- ・研究開発の助成
- ・美術館の運営
- ・環境保全活動

※赤字部分が制度改正により拡大

第17号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

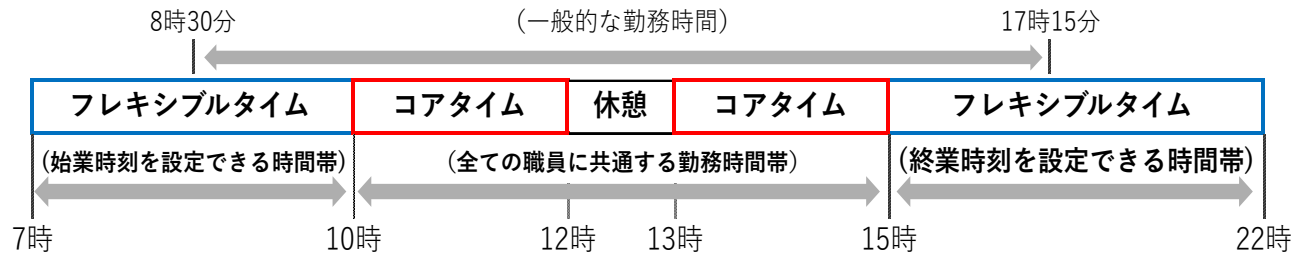
総務部 人事課

1 改正理由

職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの推進及び職場の魅力向上を図るため、職員が個々の事情に応じて柔軟に働くことを可能とするフレックスタイム制度を導入するもの。

【制度イメージ】

勤務時間の総量（1週間あたり38時間45分×4週間＝155時間）を維持した上で、柔軟に勤務時間を割振り

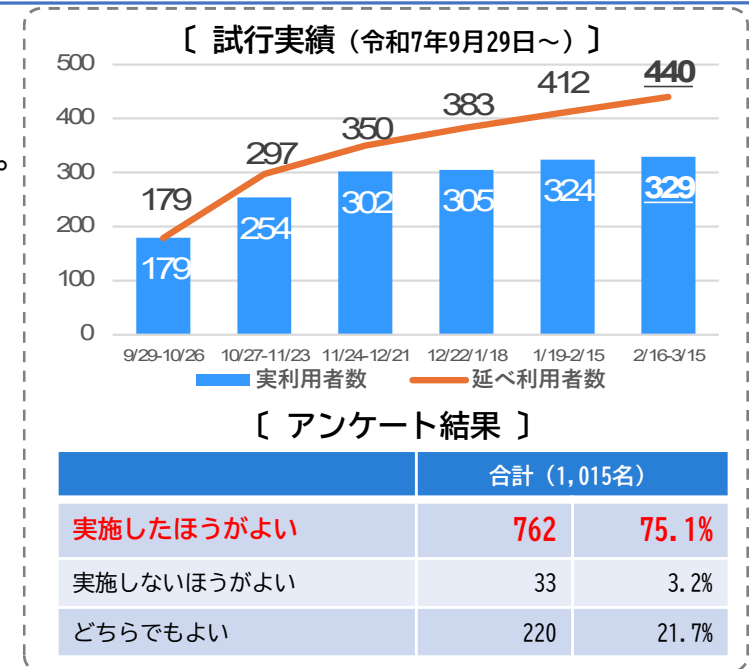


2 主な改正内容(職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例)

条・項	現 行	改 正 内 容
第15条第1項	職員の勤務時間は、1週間あたり38時間45分	職員の勤務時間は、 <u>4週を超えない期間につき</u> 1週間あたり38時間45分 ⇒ <u>1週間あたり平均で「38時間45分」</u> （4週間あたり155時間）でよいとするもの
// 第6項	(新設)	・<u>週休日（土日）の他に「勤務時間を割り振らない日」を設けることができる</u> ⇒ <u>週休3日を可能とするもの</u> ・<u>第15条第1項に規定する勤務時間となるよう「勤務時間を割り振る」ことができる</u> ⇒ <u>1日の勤務時間を柔軟に変更できるようにするもの</u>
// 第9項	(新設)	「勤務時間を割り振らない日」に勤務した場合に、他の勤務日と振替えることができる ⇒ <u>土曜日、日曜日等に勤務し、平日に振り替えて休む場合と同様にするもの</u>

※取得単位（15分）や最短(4時間)・最長(12時間)勤務時間等は、任命権者ごとに規則又は規程にて定める。

3 施行期日 令和8年4月1日



第17号議案 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例等の一部改正について

総務部 人事課

【参考】改正条例一覧

番号	改正条例	主な改正内容
1	職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例	・フレックスタイム制の導入に伴う改正
2	職員の育児休業等に関する条例	・上記改正に伴う項ずれの整備
3	職員の給与に関する条例	・週休日(土日)以外に週1日「勤務時間を割り振らない日」を設けることができるようになったことに伴い、 <u>「勤務時間を割り振らない日」に勤務を命じ、振り替えることができない場合の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当(※)</u> を支給できるよう整備 ※「技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」は時間外勤務手当のみ
4	技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例	
5	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	

第18号議案 特別職の常勤職員の給与等に関する条例等の一部改正について

総務部 人事課

1 改正理由

特別職の常勤職員について、大分県特別職報酬等審議会の答申、国及び本県における一般職の職員並びに他の都道府県における特別職の常勤職員の水準や改定状況等を考慮し、教育長の給料月額を改定するもの。これを受けて平成22年4月1日以降、報酬の額が改定されていない特別職の非常勤職員についても改定を行うもの。

2 改正内容

改正条例	勤務形態	職 名		区分	現行	改正後	改定額	
特別職の常勤職員の給与等に関する条例	常勤	教 育 長		月額	767, 000円	796, 000円	+29, 000円	
各種委員会の委員の報酬及び費用弁償条例	非常勤	監査委員（常勤の監査委員を除く。）	議会選出の委員		130, 000円	135, 000円	+5, 000円	
			その他の委員		210, 000円	218, 000円	+8, 000円	
		人事委員会委員、公安委員会委員	委員長		215, 000円	223, 000円	+8, 000円	
			委員		175, 000円	181, 000円	+6, 000円	
		教育委員会委員			180, 000円	187, 000円	+7, 000円	
		労働委員会委員、海区漁業調整委員会委員、内水面漁場管理委員会委員、収用委員会委員、選挙管理委員会委員	会長（選挙管理委員会は委員長）		30, 000円	31, 100円	+1, 100円	
委員（収用委員会は予備委員を含む。）			24, 600円	25, 500円	+900円			
附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例			連合海区漁業調整委員会委員		日額	24, 600円	25, 500円	+900円
			附属機関の委員			9, 600円以内	9, 900円以内	+300円
	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会に属する委員及び臨時委員、精神医療審査会委員、感染症診査協議会委員、留置施設視察委員会委員		12, 300円	12, 700円		+400円		
	公害審査会委員（あっせん委員、調停委員又は仲裁委員として公害に係る紛争の解決に当たる場合に限る。）		15, 000円	15, 500円		+500円		

3 施行日 令和8年4月1日

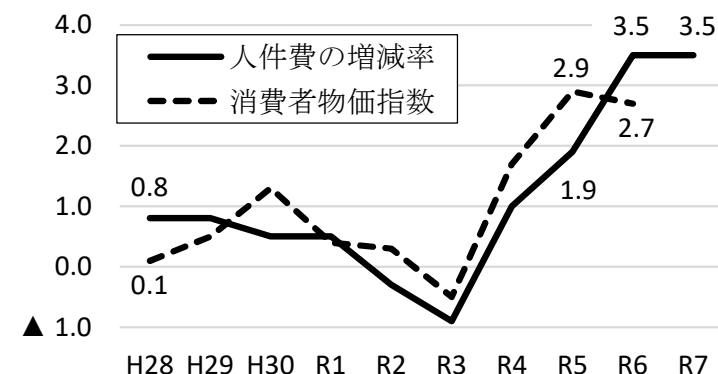
第19号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

総務部 財政課

1 これまでの経緯

- ・使用料及び手数料は特定のサービスを受ける者がその受益に応じて負担すべきもの。
(受益者負担の原則)
- ・県ではこれまでサービス提供に必要な経費に過不足が生じていないか、5年ごと
(各年度、全体の5分の1ずつを対象)に点検し、改定の必要性を判断してきた。
→令和3～4年度に比べ、5年度以降に人件費や物価の伸びが急増したが、県として
物価高騰対策を講じていることも勘案し、改定を見送ってきたところ。(=R3以降
の変動分は未反映)
- ・令和7年10月から賃金スライド制度を導入したことや、外部有識者委員会の議論
も踏まえ、7年度、全使用料・手数料を対象に一斉検証を実施

＜人件費や物価の変動状況＞ (単位：%)



2 検証結果と改正概要

- ・国の標準令に準拠するもの等を除く522件を対象に、施設の維持管理費や役務提供に必要な労務費等について、
前回の点検時から起算して増加経費を個別に試算

＜検証結果＞

	件数 (A)	標準令等準拠※1 (B)	検証対象 (A－B)	現行単価を 上回るもの(C)	九州各県で統一※2 (D)	改定するもの (C－D)
使用料	35件	6件	29件	23件	－	23件
手数料	771件	278件	493件	396件	8件	388件
計	806件	284件	522件	419件	8件	411件

※1 県立高校の授業料や入学料等を含む

※2 教育職員免許状関係

- ・単価の平均改定率 使用料+6.7%、手数料+7.2%
 ※平均改定率は人件費や物価、光熱水費の伸びと同等
 ※母子・父子福祉センターにおいて、関係者の使用料を無料にするなどの負担軽減措置も講じる
- ・影響額(R8年度) +76,840千円 (使用料+35,739千円、手数料+41,101千円)

3 施行日

令和8年4月1日 ※県HPや申請窓口等を通じて、県民向けに周知を実施中

4 改定する主な項目

			単位	単価（円）		改定額 （円）	改定率	備考
				改定前	改定後			
使用料	大分スポーツ公園	総合競技場	時間	30,200	32,600	2,400	7.9%	
		サッカー・ラグビー場	時間	3,150	3,550	400	12.7%	維持管理費の増（芝管理費用の増+15%）
	武道スポーツセンター	センター使用料	8時間	90,000	93,700	3,700	4.1%	
		トレーニングルーム使用料	人/回	360	370	10	2.8%	
	大洲総合運動公園	軟式野球場使用料	時間	630	740	110	17.5%	維持管理費の増（芝管理費用の増+23%）
	フェンシング場	個人使用料	2時間/人	100	110	10	10.0%	
	ハーモニーパーク	駐車場使用料	回	500	600	100	20.0%	ハーモニーランド第1・2駐車場と併せて改定
	保健所	健康診断料	件	400	440	40	10.0%	
	歴史博物館	常設展観覧料	人/回	310	340	30	9.7%	
	香々地青少年の家	宿泊料（県内利用者・高校生）	人/泊	380	420	40	10.5%	
	平成森林公園	キャンプ場使用料	人/日	420	450	30	7.1%	
	平均改定率（使用料）						6.7%	
手数料	自動車保管場所証明手数料		通	2,200	2,550	350	15.9%	公安職職員の給与増（+13.7%）
	道路使用許可手数料		件	2,400	2,750	350	14.6%	公安職職員の給与増（+13.7%）
	と畜検査手数料	牛	頭	650	720	70	10.8%	
		豚	頭	330	350	20	6.1%	
	家畜検査手数料（ひな白痢検査）		件	100	140	40	40.0%	検査に要する採血器具の単価増
	准看護師免許手数料		件	5,600	5,900	300	5.4%	
	産業科学関係手数料	X線回折	件	4,350	4,800	450	10.3%	
		赤外線を使用した化学分析	件	4,350	4,650	300	6.9%	
	計量関係手数料（装置検査手数料）		個	700	740	40	5.7%	
	飲食店営業許可申請手数料		件	17,000	18,400	1,400	8.2%	
	旅館業許可申請手数料		件	22,000	24,400	2,400	10.9%	
	登録販売者試験受験申請手数料（薬務）		件	13,000	14,000	1,000	7.7%	
	衛生試験検査手数料（薬剤効力試験）		件	8,800	12,500	3,700	42.0%	検査に要する菌株の単価増
	平均改定率（手数料）						7.2%	

5 その他の改正概要

No.	名称（部局名）	施行日	改正概要																																				
		R8影響額																																					
1	輸出促進法 関係事務 〔生活環境部〕 〔農林水産部〕	R8. 4. 1	○畜産・水産物や食品の輸出には、輸出先国が求める食品安全基準等に適合していることを示す証明書が必要 ○国は令和2年4月に輸出促進法を制定し、証明書の発行手数料（870円）を設定 ※経過措置として令和7年3月までは無償対応 →牛肉や水産物など県が発行主体となる輸出証明書について、国単価に準じて交付申請手数料を新設 <table><tr><td>事務の名称</td><td>手数料の名称</td><td>単位</td><td>金額</td><td colspan="2">備考</td></tr><tr><td>輸出促進法 関係事務</td><td>輸出証明書交付 申請手数料</td><td>件</td><td>870円</td><td colspan="2">放射性物質検査証明書等は、国が無償対応を継続することから除く。</td></tr></table> ※県が発行主体となる分野や対象国が判明していなかったことから、九州各県でR8年度以降に改正するよう申し合わせ 〔県発行の対象国(牛肉の例)〕（従前）米国、香港、カナダ以外 →（見直し後）全ての国					事務の名称	手数料の名称	単位	金額	備考		輸出促進法 関係事務	輸出証明書交付 申請手数料	件	870円	放射性物質検査証明書等は、国が無償対応を継続することから除く。																					
		事務の名称						手数料の名称	単位	金額	備考																												
輸出促進法 関係事務	輸出証明書交付 申請手数料	件	870円	放射性物質検査証明書等は、国が無償対応を継続することから除く。																																			
1,309 千円																																							
2	大麻関係事務 (福祉保健部)	R8. 4. 1	○大麻取締法改正（令和7年3月）に伴い設定した第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料について、分析機器による検査を新たに県で実施するため、手数料を増額するもの。 <分析機器による大麻の葉の幻覚成分の濃度検査> 【現 行】県の検査体制が整うまで国が事務代行（最長で令和9年12月まで） 【改正後】九州各県と歩調を合わせ県の検査体制を整備し、8年度から県実施へ移行 <table><tr><td>事務の名称</td><td>手数料の名称</td><td>単位</td><td>改正前</td><td>改正後</td><td>備考</td></tr><tr><td>大麻関係事務</td><td>第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料</td><td>件</td><td>6,700円</td><td>22,400円</td><td>九州全県で同一単価を採用</td></tr></table> ※【第一種】産業目的(低濃度) 免許発行事務:都道府県 【第二種】医療目的(高濃度) 免許発行事務:厚労省					事務の名称	手数料の名称	単位	改正前	改正後	備考	大麻関係事務	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	件	6,700円	22,400円	九州全県で同一単価を採用																				
		事務の名称						手数料の名称	単位	改正前	改正後	備考																											
大麻関係事務	第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	件	6,700円	22,400円	九州全県で同一単価を採用																																		
影響額 なし																																							
3	県立高等学校及び 県立特別支援学校 冷暖房設備使用料 (体育館) (教育委員会)	R8. 4. 1	○開放事業指定校体育館への冷暖房設備の設置に伴い、学外の体育館利用者が冷暖房を使用する場合の使用料を新設するもの。 ※開放事業:県民の日常のスポーツ活動を活性化するため、県立学校の体育館を地域住民のスポーツの用に供するもの 8年度指定見込校:高等学校1校、特別支援学校3校 <table><tr><td>公の施設の名称</td><td>使用料の名称</td><td>区分</td><td>単位</td><td>金額</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="3">県立高等学校 (新)</td><td>照明設備使用料</td><td>運動場</td><td>一時間</td><td>2,900円</td><td rowspan="3">教育委員会が指定する 県立高等学校に限る。</td></tr><tr><td rowspan="2">冷暖房設備使用料</td><td>体育館</td><td>一時間</td><td>800円</td></tr><tr><td>体育館</td><td>一時間</td><td>2,260円</td></tr><tr><td rowspan="3">県立特別支援学校 (新)</td><td>照明設備使用料</td><td>体育館</td><td>一時間</td><td>320円</td><td rowspan="3">教育委員会が指定する 県立特別支援学校に限る。</td></tr><tr><td rowspan="2">冷暖房設備使用料</td><td>体育館</td><td>一時間</td><td>1,120円</td></tr><tr><td>体育館</td><td>一時間</td><td>1,120円</td></tr></table>					公の施設の名称	使用料の名称	区分	単位	金額	備考	県立高等学校 (新)	照明設備使用料	運動場	一時間	2,900円	教育委員会が指定する 県立高等学校に限る。	冷暖房設備使用料	体育館	一時間	800円	体育館	一時間	2,260円	県立特別支援学校 (新)	照明設備使用料	体育館	一時間	320円	教育委員会が指定する 県立特別支援学校に限る。	冷暖房設備使用料	体育館	一時間	1,120円	体育館	一時間	1,120円
		公の施設の名称						使用料の名称	区分	単位	金額	備考																											
県立高等学校 (新)	照明設備使用料	運動場	一時間	2,900円	教育委員会が指定する 県立高等学校に限る。																																		
	冷暖房設備使用料	体育館	一時間	800円																																			
		体育館	一時間	2,260円																																			
県立特別支援学校 (新)	照明設備使用料	体育館	一時間	320円	教育委員会が指定する 県立特別支援学校に限る。																																		
	冷暖房設備使用料	体育館	一時間	1,120円																																			
		体育館	一時間	1,120円																																			
470千円																																							

〔単価設定の考え方〕
県立高校、特別支援学校の
冷暖房設備に係る電気代実績
から時間当たり単価を算出

〔単価設定の考え方〕
県立高校、特別支援学校の
冷暖房設備に係る電気代実績
から時間当たり単価を算出

条例の概要

大分県の事務処理の特例に関する条例（以下、特例条例）

県の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする範囲等を定めた条例

- ・別表第1：各市町村に移譲する事務（31事務）
- ・別表第2：大分市に移譲する事務（37事務）※保健所関係

条例改正の概要

○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、「薬機法」という）」の改正に伴い、特例条例で引用する規定の項ずれについて所要の整備を行う。・・・（1）

< 薬機法改正内容 >

「医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認」（法第14条関係）

- ・**医療用医薬品等の安定供給体制の強化**を目的として、**感染症流行時等に医薬品の供給不足**が発生した際、当該医薬品と同一の成分、効能等を持つ**海外代替品の優先審査**を可能とする項の新設
- ・その他、製造販売の承認申請に必要な添付資料の見直しに伴う項の削除

< 大分市へ移譲している書類の経由事務 >

- ①医薬品等の製造販売の承認申請（1項）
- ②製造所における製造管理又は品質管理の方法に対する定期的な適合調査に関する書類（7項→6項）
- ③製造販売が承認された医薬品等の内容を変更する際の承認申請（15項→13項）
- ④製造販売が承認された医薬品等の軽微な内容の変更をする際の届出（16項→14項）

※括弧内の「→」は法改正により項ずれが発生した箇所

○その他、以下の法令に基づく事務について、法改正に伴う条項ずれ対応及び規定の明確化のため所要の整備を行う。・・・（2）

- ・医師法、歯科医師法、薬剤師法（再免許の交付に係る書類の経由事務） ・診療放射線技師法施行令（免許登録事項の変更に係る申請書類の経由事務）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（貸付金申請に係る書類の経由事務）

施行日



（1）（2）ともに規定上の整理であるため、市町村の行う事務に変更等なし

- （1）：令和8年5月1日（薬機法改正の施行日）
（2）：公布の日

[illegible]

1 基本計画の概要

(1) 配置計画

- 庁舎棟：4階建、延床面積約5,000㎡
- 敷地内に高低差があるため、敷地西側(上段)に庁舎棟、敷地東側(下段)に附属棟、立体駐車場を配置
→ 来庁者がバス停(あけのアクロス側)からアクセスしやすい配置

(2) 新庁舎に求められる機能

①災害対応の拠点として機能する庁舎

- 津波浸水想定区域外への移転集約による災害対応力の向上
迅速な初動対応、中部地区災害対策本部の連携強化
- 災害対策本部の代替施設として活用

②環境に配慮した持続可能な庁舎

- 省エネ設備や太陽光発電等を導入し、「ZEB Ready」を達成
- 県産材を積極的に活用し、快適で質の高い空間を創出

③機能的で働きやすい庁舎

- オフィス改革の推進
OAフロア化や多様な打合せスペースの設置

④県民に親しまれ、誰もが安心して利用できる庁舎

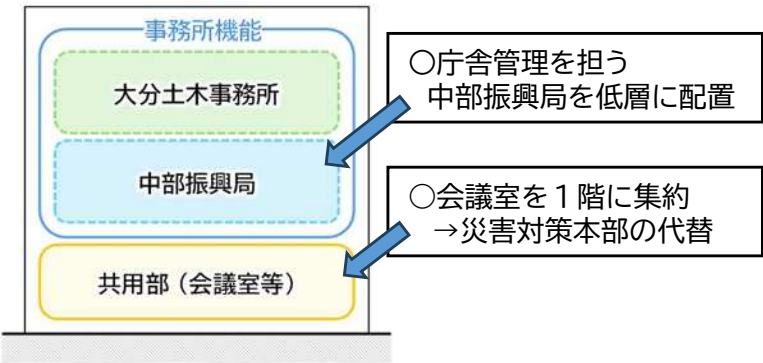
- 様々な来庁者が利用しやすいようユニバーサルデザインに配慮

【配置イメージ】

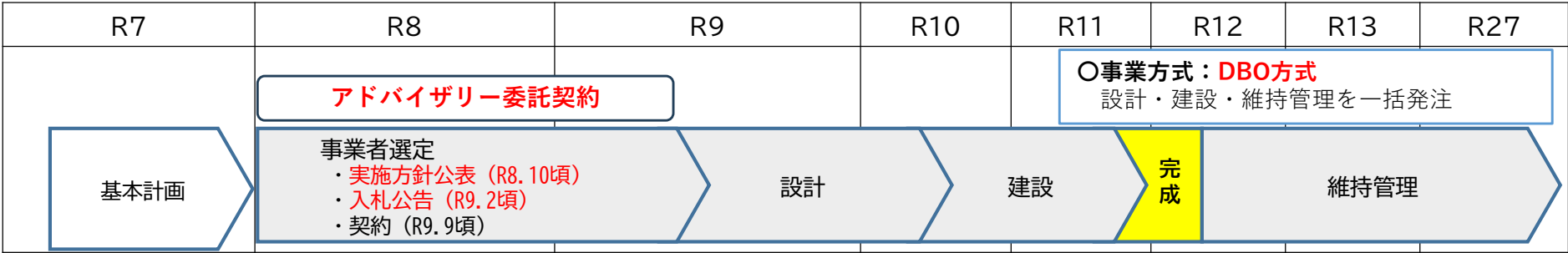


(3) 階層構成

【階層構成イメージ】



2 令和8年度取組と今後のスケジュール



大分県DX推進戦略の改定について

R8.3.19 総務部 デジタル政策課

経緯

- ・ R3年度末、県政のあらゆる分野でDXを推進するため、暮らし、産業、行政、推進基盤の4分野ごとに「ありたい姿」をとりまとめ、大分県DX推進戦略を策定。
- ・ 想定を上回る人口減少等の社会問題、生成AI等の急速な技術革新等を踏まえ、R7年度にアップデートを実施。

新たなDX推進戦略の概略

- ・ 基本的な理念は前戦略を踏襲し、あらゆる分野で県民視点に立ったDXを全庁挙げて組織的・横断的に推進するもの。公共性の高い分野に重きを置きつつ、「ありたい姿」を外部有識者の意見、最新の技術動向を踏まえて改定。
- ・ 「ありたい姿」実現に繋がる具体的施策として、長期総合計画・行革推進計画に含まれる内容に加え、政府戦略等を踏まえた先進的な取組を記載することで、「ありたい姿」と取組の関係が明確になるよう体系的に編綴。
- ・ 実効性を高めるため政策的なアウトカム・KPIを含む内容とし、「ありたい姿」の実現度合いを可視化。

位置づけ

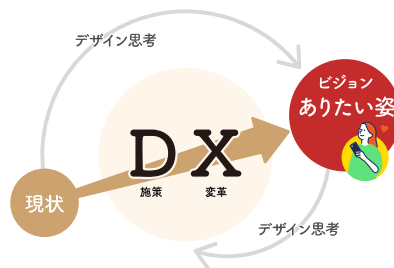
- 大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」の分野別計画
- 大分県行財政改革推進計画2024と軌を一にデジタル社会を実現する計画
- 官民データ活用推進計画(官民データ活用推進基本法)

計画期間

- 随時アップデート予定

対象組織

- 知事部局、各種委員会、企業局、病院局、教育庁、県警本部



戦略・戦術体系(概要)

(県民) 暮らしのDX

(県内事業者) 産業のDX

(自治体) 行政のDX

DX推進基盤

今後の予定

- ・ 来年度以降、「ありたい姿」実現につながる取組の企画・立案支援や、目標達成を前倒しを図るため、デジタル政策課が県庁各所属を支援
 - 施策立案・実行に向けた伴走支援: デジタル関連施策の企画立案に係る相談対応、デジタル技術実装の伴走、先進事例等の施策提案
 - 外部有識者等の活用: DXアドバイザー活用プロジェクトの募集
 - 多様な財源確保の模索: 補助事業への応募等、財源確保に向けた伴走支援

【大分県DX推進戦略の考え方・位置づけ】

- ・ 生成AI等の技術発展や社会情勢の変化を踏まえ、R7年度にアップデートを実施。
- ・ 「ありたい姿」ごとに関連取組、KPIを明示。「ありたい姿」の実現に向け、進捗状況を可視化。
- ・ 令和8年度以降も内容を適宜見直し、戦略自体を成長させていく。
- ・ 副知事(CIO)を会長とする「大分県デジタル政策推進会議」において、関係部署と連携しながら、施策の企画実行や進捗管理、デジタル人材育成等を進めていく。

戦略内容

ありたい姿

1

公共性の高い分野へ注力するため、こども、生活環境等の「暮らしのDX」に含まれる政策分野について、ありたい姿の記載を拡充

2

行政主体の「行政のDX」「DX推進基盤」でも、県民の暮らしに焦点を当てた内容で、ありたい姿の記載を拡充

特徴的な取組・KPI(例)

● 昨今の技術進歩を踏まえ、先端技術を活用した取組・KPIを具体化

(例)交通・物流:次世代空モビリティの実装に向けた技術・サービス開発等への支援

⇒ 空飛ぶクルマの運行エリア:2市町村(R10)

防災:AI等を活用した災害情報の収集や分析による初動対応の強化

⇒ 自主防災組織の訓練参加者数:171,000人/年(R17)

● 国の政府戦略(デジタル重点計画等)を踏まえた取組を記載

(例)医療・介護:全国医療情報プラットフォーム(介護情報基盤等)の構築

⇒ 介護情報基盤が稼働した市町村数:18市町村(R15)

こども:病児保育ネット予約サービス等の活用による利用者の利便性向上に向けた取組

⇒ PMH(Public Medical Hub)を導入した市町村数:18市町村(R10)

● 住民に身近な市町村との連携により進める取組を増加

(例)こども:放課後児童クラブにおける保護者や支援員のニーズに応じたICT活用の推進

⇒ 放課後児童クラブへのICT導入率:80%(R9)

● これまでにない挑戦的なKPIを記載

(例)医療・介護:⇒ ICT機器等を導入した病院の割合:100%(R15)

入所型施設(特養・老健)のDX機器のパッケージ型導入率:100%(R15)

行政:⇒ 生成AI活用率(生成AIを利用している職員の割合):100%(R10)

1. 宿泊税制度

目的	「住んでよし、訪れてよしの持続可能なおんせん県おおいた」を実現するために必要な施策（地域資源の魅力の向上、旅行者の受入環境の充実等）に要する費用に充当することを目的とする。
課税	課税客体：県内の宿泊施設への宿泊行為 （宿泊施設：旅館業法上の旅館・ホテル・簡易宿所、住宅宿泊事業法上の施設（いわゆる民泊）） 納税義務者：宿泊者
税率	1人1泊あたりの宿泊料金（素泊まり料金）に応じて、以下のとおり。 ・5千円未満 100円／1人1泊 ・5千円以上2万円未満 200円／1人1泊 ・2万円以上10万円未満 500円／1人1泊 ・10万円以上 2,000円／1人1泊
免税点	なし
課税免除	教育政策上の視点や将来のリピーターに繋がる等の公益上の理由から、国内の教育旅行については免除 ※教育旅行：学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）や認定こども園等が実施する修学旅行や学校行事に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収（宿泊事業者を特別徴収義務者とする。） 原則、毎月末日までに前月1日から末日までの宿泊税を申告・納入
罰則規定	特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪、帳簿の記載義務違反等に関する罪、納税管理人に係る不申告に関する過料
特別徴収報償金	特別徴収義務者の納期内納付を促進するため、事業者が納入した税額の2.5％を報償金として事業者へ交付する。

2. 宿泊税の運用

使途	大分県の観光振興に資する施策、宿泊税の徴収に要する経費
県と市町村の役割分担	県：広域的な施策、県内周遊の促進 ※宿泊の少ない地域への周遊促進等の施策については、県事業として実施 市町村：受入環境の整備等、基礎自治体として、地域の実情に即した施策
使途の見える化	納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者、県民からの理解と信頼を得られるよう、県、市町村ともに使途等について明確化のうえ、それぞれ公表する。
検証体制	県は、宿泊税による事業の効果検証を、県内事業者や有識者等からなる外部委員による組織体を設置し、少なくとも年1回実施する。市町村においても、検証体制を整えることが望ましい。
税収の管理	基金による管理（充当施策の明確化等）

3. 宿泊税市町村交付金制度

対象事業	各地域の実情に即した観光振興に資する施策 ただし、新規に実施又は拡充する事業（既存施策への財源振替は不可）に限る。
交付額	宿泊税収から、適正な課税徴収や周知啓発等の宿泊税制度運用にかかる経費、災害等への危機管理のための共通経費を除いた額の7割とする。
額の算定方法	市町村ごとの額の算定方法については、市町村別の宿泊税収割合を基本に、市町村と協議の上決定する。
交付・報告	交付金は、半年ごとに交付するものとする。 交付金の充当事業については県に報告するものとする。

4. その他

特別徴収義務者（宿泊事業者）への支援	制度導入に伴い、宿泊事業者が実施するレジシステムの改修や自動精算機の導入等にかかる経費については、県が補助制度を創設予定
周知・広報	納税者である宿泊者をはじめ、宿泊事業者や県民に理解を得られるよう、市町村と連携し、丁寧かつスピード感を持って周知・広報を行う。

5. 今後のスケジュール

- ・ 3月下旬～ 大分県宿泊税（案）についてのパブリックコメント（募集期間：3月24日（火）～4月24日（金））
宿泊事業者との意見交換会（3月24日（火）～4月中旬にかけ県内15カ所で開催）
- ・ 6月 県議会令和8年第2回定例会への宿泊税条例案の提出を目指す。

1 改正理由

「地方税法等の一部を改正する法律」案が可決成立した場合、当該法律中に令和8年4月1日から施行される規定があることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分により当該規定に係る条例の一部を改正するもの

2 主な改正内容

(1) 自動車税関係の改正

- ア 自動車税環境性能割の廃止
自動車税の環境性能割を廃止するもの。
- イ 自動車税種別割の名称変更
自動車税環境性能割の廃止に伴い、現行の自動車税種別割を自動車税に名称変更するもの。

(2) 軽油引取税の当分の間税率の廃止

軽油引取税に上乗せしている当分の間税率について、廃止するもの。

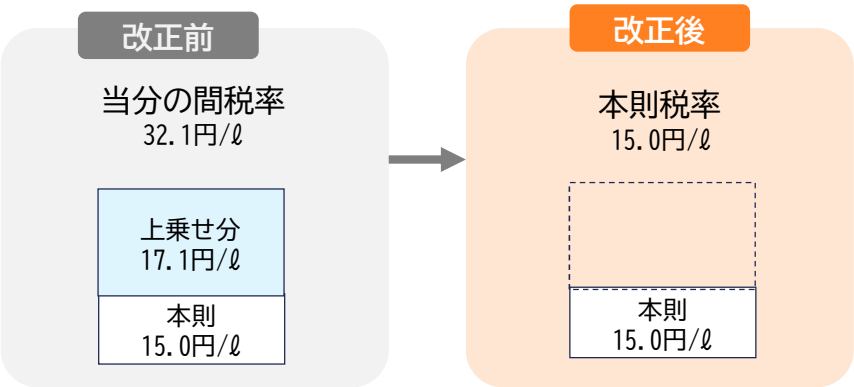
(3) その他

- ア 税負担軽減措置の適用期限の延長（個人県民税・不動産取得税・自動車税）
- イ 引用条項の改正等に伴う規定の整備

■自動車税関係の改正

現行	改正後（R8.4.1～）
自動車税環境性能割	廃止
自動車税種別割	自動車税

■軽油引取税等の税率の状況(参考)



3 施行期日

令和8年4月1日